

令和5年度 「鶴ヶ島市きれいなまちづくり運動」 秋期清掃について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたが続き基本的な感染防止対策を継続していくこととし、例年の清掃と実施方法を変更しています。実施方法については、令和5年度春期の清掃と同様です。

詳しいごみの出し方については、チラシの裏面をご参照ください。

清掃は、強制的な参加を求めるものではありません。自治会の実情に合わせ、実施日の選択・清掃中止の検討等をしてください。なお、新型コロナウイルス感染症は5類になった後もウィルスは引き続き存在しています。今後の感染状況または、国・県の感染防止対策の変更などにより、中止となる場合もあります。その際は、市ホームページ等でお知らせいたします。

記

清掃日 令和5年10月15日(日)
令和5年10月22日(日) から選択(雨天中止)

※両日選択し、自治会内で分散して実施していただくことも可能です。



清掃時に密になることをできるだけ防ぐために、実施日を分散しております。

また、原則として集めたごみは、通常使用しているごみ集積所へ、それぞれのごみ収集日に出してください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

鶴ヶ島市役所生活環境課

「鶴ヶ島市きれいなまちづくり運動」ごみの出し方

ごみの種類	ごみの出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、<u>普段使用しているごみ集積所</u>に分散させ、可燃ごみの収集日に出すようご協力ください。 ・ごみ集積所が圧迫されるほど枯葉や雑草等のごみが出そうな場合（目安：自治会内で 50 袋以上出る場合）や、通行に支障をきたしてしまう場合は、※自治会で指定した場所に集めてください。（業者による当日収集）
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、普段使用しているごみ集積所に分散させ、不燃ごみの収集日に出すようご協力ください。 ・不燃ごみの日まで保管が難しい場合は、処理困難物や粗大ごみと合わせて、※自治会で指定した場所に出してください。（翌日以降に市が収集）
粗大ごみ 処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみや処理困難物の回収日ではありませんので、各家庭から粗大ごみや処理困難物を絶対に出さないでください。 ・道路上や公園などに不法投棄されていた粗大ごみや処理困難物（テレビ・パソコン・消火器・タイヤなど）については、翌日以降に市が収集します。※自治会で指定した場所に集めてください。
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会内で 3 カ所以内に集めておいてください。翌月曜日以降 1 週間以内に、業者が収集します。 ・土のう袋は二重にしないでください。 ・袋に入れる量は、片手で持ち上げられる程度（10kg 以下）としてください。

※自治会で指定した所…自治会館や公園など(翌日以降、数日間置いておいても大丈夫な場所)。